

農林水産物加工機械等導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる農林水産物加工機械等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農林漁業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に住所を有し、かつ、現に市内で農業、林業又は漁業を営む個人（規則第5条の規定による交付申請書の提出日（以下単に「提出日」という。）の属する年の前年における農業、林業又は漁業に係る収入（その者が農業、林業又は漁業に必要な作業に従事することによって得られた収入を含む。）の額がおおむね50万円以上である者に限る。）

イ 市内に主たる事業所を有する農地所有適格法人又は農事組合法人

ウ イに掲げる者以外の法人であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) その構成員又は出資者のうちにア若しくはイに掲げる者に該当する者又は北さつま農業協同組合、北薩森林組合若しくは川内市漁業協同組合、甌島漁業協同組合若しくは川内市内水面漁業協同組合（以下この号において「市民等」という。）の占める割合又は市民等の出資比率が2分の1を超える法人

(イ) 市内に主たる事業所を有する法人であって、現に市内で農業、林業又は漁業を営み、かつ、北さつま農業協同組合、北薩森林組合又は川内市漁業協同組合、甌島漁業協同組合若しくは川内市内水面漁業協同組合の正組合員であるもの

(ウ) 市内にその事業所を有する法人であって、当該事業所の主たる業務が農業、林業又は漁業であり、かつ、当該事業所において現に3名以上の者（市内に住所を有し、かつ、雇用保険の被保険者である者に限る。）を雇用しているもの

(2) 機械等 機械、装置又は器具をいう。ただし、車両を除く。

(3) 促進条例 薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例（平成25年薩摩川内市条例第46号）をいう。

(補助事業者等の要件)

第3条 補助金に係る補助事業者等は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する農林漁業者であること。

ア 促進条例第4条第2項の規定による六次産業化実施計画の承認を受けたことがない者

イ 促進条例第4条第2項の規定による六次産業化実施計画の承認を受けたことがあり、かつ、提出日が当該承認に係る六次産業化実施計画（促進条例第5条第1項の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）における農林漁業の六次産業化の実施期間の終了する日の翌日から起算して1年を経過する日以後である者。ただし、同条第2項の規定による承認の取消しを受けたことがある者を除く。

(2) 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。

(3) 市税の滞納がないこと。

（補助事業等の要件）

第4条 補助金に係る補助事業等は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 補助事業者等が自らの生産に係る農林水産物（市内で生産されたもの（水産物にあっては、市内の港に水揚げされたものを含む。）に限る。以下同じ。）の加工（一次加工を含む。）の用に供する機械等（補助事業者等が前条第1号イに掲げる者に該当する場合にあっては、当該六次産業化実施計画に記載された機械等と同種又は類似の機械等を除く。）を新たに導入する事業（自らの生産に係る農林水産物を原材料とする新商品の開発又は生産を目的とするものに限る。）であること。

(2) 補助金以外の交付金等（国、県、市その他の公的機関が交付する交付金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。）の交付を受けていない事業であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる要件を満たす補助事業等の実施に要する経費のうち、一の機械等の購入に要するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、100万円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該補助事業等を開始しようとする日の1箇月前の日とする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定)

第8条 補助金に係る規則第6条の規定による交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該交付申請書を提出した補助事業者等（以下この条において「申請者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 当該補助事業等が第4条各号に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第9条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の効果について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(効果の測定)

第10条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号の効果は、補助金に係る補助事業者等の数によって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農林水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 補助金に係る基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成33年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成34年度において所要の措置を講ずるものとする。